

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」 (知的財産ガイドライン)の一部改正(案)のポイント

第1 背景

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、関連する者が共同で策定する規格において、必須特許(注1)を有する者が、当該必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じている。

(注1)規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許等をいう。

⇒ 知的財産ガイドライン(注2)等の既存のガイドラインにおいて、必須特許を有する者による、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られている。

(注2)知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(平成19年9月28日公表)

⇒ 必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について、調査を実施し、知的財産ガイドラインに、必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る独占禁止法上の考え方を追加することとした。

第2 必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等に係る 独占禁止法上の考え方の明確化

標準化機関での規格の策定

- 一般に、標準化機関(注3)は、規格の策定に参加する者に対し、
 - ・ 必須特許(出願中のものを含む。)の保有の有無及び当該必須特許についてFRAND宣言(注4)をする意思を明らかにすること
 - ・ 当該宣言がされない場合には当該必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討すること
 - ・ IPRポリシー(注5)において規定
- 必須特許の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるためのもの

(注3)規格を策定する公的な機関や事業者団体をいう。

(注4)必須特許を有する者がFRAND(公正、妥当かつ無差別な[fair, reasonable and non-discriminatory])条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることをいう。

(注5)標準化機関が必須特許のライセンスに関する取扱い等を定めた文書をいう。

FRAND宣言をした必須特許の製品市場への影響

- 規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、FRAND条件で全ての必須特許を利用できると考えられることから、積極的に当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資が可能
- 必須特許は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須なものであり、広く普及している規格を採用した製品の市場においてその利用は不可欠

FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等は、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、

- ・ 当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、**私的独占**に該当(独占禁止法第3条)
- ・ 私的独占に該当しない場合であっても、**不公正な取引方法**に該当(独占禁止法第19条[一般指定第2項及び第14項])

「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」でないと認定は個別事案に即して厳格にされるべき

- ・ 裁判所又は仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、意思を有する者とみられる
- ・ 必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は意思を否定する根拠とはならない